

一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック派遣委員会
国際総合競技大会における日本代表選手団公式服装着用規程

第1条 この規程は、一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック派遣委員会（以下「派遣委員会」という。）が、デフリンピック競技大会等の国際総合競技大会（以下「大会等」という。）に派遣する日本代表選手団の統一を図るために、大会ごとに派遣委員会が決定し支給する式典・渡航服及びオフィシャルスポーツウェア等（以下併せて「公式服装」という）の着用について遵守する事項を定める。

第2条 日本代表選手団員（以下「選手団員」という。）は、その自覚と誇りを持って、公式服装をみだれなく、きちんと着用しなければならない。

第3条 選手団員は、大会等の期間中及び本会が定めた期間において、原則として公式服装を着用する。選手団員は、日本代表選手団としての各種行事に参加する場合には、以下の着用区分に応じて必ず公式服装を着用しなければならない。但し、派遣委員会及び選手団本部より別途指示する場合を除く。

（1）式典・渡航服の着用

結団式、開会式、選手団記者会見、閉会式、解団式及び日本代表選手団としての移動時

（2）オフィシャルスポーツウェアの着用

表彰式及び競技別記者会見

第4条 選手団員は、支給された公式服装を常に清潔に保つよう心がけなければならない。第三者に譲渡又は貸与をすることはできない。ただし、派遣委員会の承認を得た場合はその限りではない。

第5条 日本代表選手団の認定が取り消された場合、又は、公式服装を着用するのが適切でないと派遣委員会が判断した場合、選手団員は、支給された公式服装を直ちに派遣委員会に返還しなければならない。

第6条 選手団員は、大会等の期間中か否かを問わず、派遣委員会又は大会等の名誉や品位を傷つけるおそれのある方法で公式服装を使用し、又は第三者に使用させてはならない。

2 選手団員は、大会等の期間中か否かを問わず、派遣委員会及び選手団本部が許諾する以外のもの（ワッペン、マーク、文字、ロゴ等を含むが、それに限らない。）を公式服装につけ、又は、表示してはならない。

3 選手団員は、大会等の期間中か否かを問わず、派遣委員会の許可なしに商業的行為又はプロモーションを目的とした行為に公式服装を使用してはならず、また、選手等は、第三者に対して当該行為を許可してはならない。

4 選手団員は、大会等の期間中か否かを問わず、公式服装を第三者に販売してはならない。ただし、派遣委員会の事前の許可を得たうえで、社会的な意義のあるチャリティーを目的とするオークション等に出品する場合を除く。

第7条 公式服装を紛失、盗難又は破損した場合には、速やかに競技団体を通じて、選手団本部又は派遣委員会に届け出なければならない。

第8条 派遣委員会が選手団員以外の支援スタッフ等に公式服装を支給する場合、支給された者は、本規程を遵守するものとする。

第9条 本規程の実施に関し必要な事項等の改廃は、全日本ろうあ連盟理事会の議決を経て、全日本ろうあ連盟評議員会に報告する。

附 則

1 この規程は、2025年7月13日から施行する。